

3-3. エコリフォームに対する補助額 ①開口部の断熱改修

1箇所あたりの補助額 × 施工箇所数 を補助

大きさの区分	内窓設置・外窓交換		ガラス交換※1		ドア交換	
	面積※2	1箇所当たりの補助額	面積※3	1枚当たりの補助額	面積※2	1箇所当たりの補助額
大	2.8㎡以上	20,000円	1.4㎡以上	8,000円	開戸 1.8㎡以上 引戸 3.0㎡以上	25,000円
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	14,000円	0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000円		
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	8,000円	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	開戸 1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸 1.0㎡以上 3.0㎡未満	20,000円

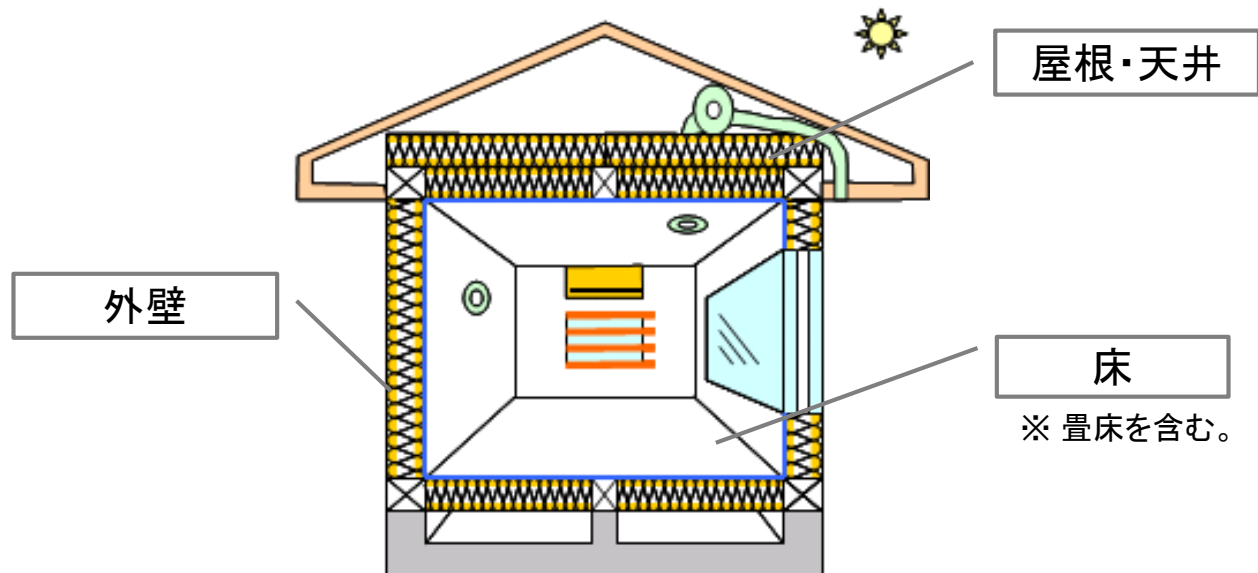
※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出
 ※2 内窓若しくは外窓のサッシ又は開き戸若しくは引き戸の戸枠の枠外寸法を測定
 ※3 ガラスの寸法を測定

3-3. エコリフォームに対する補助額 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸当たり下記の額を補助。

施工部位別補助額		
外壁	屋根・天井	床
120,000円 (60,000円)※	36,000円 (18,000円)※	60,000円 (30,000円)※

※ 部分断熱の場合の補助額



3-3. エコリフォームに対する補助額 ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

○ 戸建住宅の断熱材最低使用量

断熱材区分	熱伝導率 【単位:W/m ² ·K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	6.0 (3.0) ^{※2}	6.0 (3.0) ^{※2}	3.0 ^{※1} (1.5) ^{※2}
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0) ^{※2}	3.5 (1.8) ^{※2}	2.0 ^{※1} (1.0) ^{※2}

※1 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※2 部分断熱の場合の最低使用量。

○ 共同住宅等の断熱材最低使用量(1戸当たり)

断熱材区分	熱伝導率 【単位:W/m ² ·K】	断熱材最低使用量【単位:m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052~0.035	1.7 (0.9) ^{※2}	4.0 (2.0) ^{※2}	2.5 ^{※1} (1.3) ^{※2}
D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6) ^{※2}	2.5 (1.3) ^{※2}	1.5 ^{※1} (0.8) ^{※2}

※1 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

※2 部分断熱の場合の最低使用量。

3-3. エコリフォームに対する補助額 ④ 併せて対象とするリフォーム等

※ いずれも①～③のエコリフォームとあわせて行うものであることが必要

A. バリアフリー改修

- 施工箇所数にかかわらず、改修を行った対象工事の種類に応じた額を補助

対象工事	工事内容	補助額
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを設置する工事	6,000円
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	6,000円
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	30,000円

※各施工内容は、原則、バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じる。

B. エコ住宅設備の設置

- 5種類のエコ住宅設備のうち、1種類又は2種類の設備を設置する場合に補助(3種類以上設置する場合は、③設備エコ改修に該当)
- 設置台数にかかわらず、改修を行った設備の種類に応じた額を補助

エコ住宅設備	補助額
太陽熱利用システム	24,000円
節水型トイレ	24,000円
高断熱浴槽	24,000円
高効率給湯機	24,000円
節湯水栓	3,000円

3-3. エコリフォームに対する補助額 ④ 併せて対象とするリフォーム等

※ いずれも①～③のエコリフォームとあわせて行うものであることが必要

C. 木造住宅の劣化対策工事

- 施工箇所数にかかわらず、改修を行った対象工事の種類に応じた額を補助
- 住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険に加入するものが対象

対象工事の種類	工事内容(参考1-1④を参照)	補助額
小屋裏換気口設置	軒裏又は小屋裏の壁に換気上有効な換気口を設ける工事	8,000円
小屋裏点検口設置		3,000円
浴室のユニットバス設置	JIS A4416に規定する浴室ユニットの設置	30,000円
脱衣室の耐水性仕上げ	壁(軸組含む)及び床組を防水上有効な仕上げとする工事	8,000円
外壁の軸組等及び土台の防腐防蟻措置		20,000円
土間コンクリート打設	基礎内周部の一面を厚さ60mm以上のコンクリートで覆う工事	120,000円
床下点検口設置		3,000円

D. 耐震改修

150,000円/戸

耐震性を有さない住宅を現行の耐震基準に適合させる工事

【現行の耐震基準】

- ①建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準
- ②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)

E. リフォーム瑕疵保険

11,000円/件

①～③、④-A～Dの工事に対して、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険に加入した場合(マンションの共用部分については、大規模修繕工事瑕疵保険が対象)